

招待論文

電子商取引にかかわる法的課題に対する産業界の取り組み ——GBDe を中心に

鳴 戸 道 郎[†]

電子商取引の発展のため、産業界は様々な政策的課題につき提言を行っている。たとえば GBDe は、1999 年 9 月に、(1) 認証・セキュリティ、(2) 消費者の信頼確保、(3) コンテンツ/商業的コミュニケーション規制、(4) 情報インフラ整備、(5) 知的財産権、(6) 準拠法・裁判管轄、(7) サービス・プロバイダの責任、(8) 個人情報保護、(9) 税・関税の 9 分野における課題と、政府機関への要望、産業界自身のなすべきことをまとめ、公表した。本稿ではその要旨を紹介する。

Industry Initiatives on Legal Issues Related to Electronic Commerce ——Experience of the GBDe

MICHIO NARUTO[†]

For the promotion of Electronic Commerce, many industry groups have made recommendations on a variety of policy issues. For example, the GBDe identified in September 1999 policy issues in 9 fields related to Electronic Commerce, and presented recommendations to the governments as well as those to private sector on such issues. Those 9 fields include: (1) Authentication and Security; (2) Consumer Confidence; (3) Content/Commercial Communication; (4) Information Infrastructure; (5) Intellectual Property Rights; (6) Jurisdiction; (7) Liability; (8) Protection of Personal Data; and (9) Tax and Tariffs. This article reports the brief summary of the GBDe recommendations.

1. 序

インターネット等のネットワーク・インフラやデジタル技術の発展に由来する電子商取引の発達は、ビジネス形態を変革し、世界経済のさらなる発展をもたらすものと期待されている。電子商取引はまた、国境を越えて知識の共有や芸術鑑賞等を可能とすることから、経済発展をもたらすのみならず、広く精神文化の発展にも寄与するだろう。

電子商取引への期待が高まるなか、様々な場で、その健全な発展を確保し促進するための法的・制度的環境をいかに整備するかについて、議論が進められている。特に 1998 年頃以降、国際機関において、単なる政策宣言にとどまらない具体的施策に向けての検討が本格化し、1999 年には OECD (Organization for Economic Co-operation and Development: 経済協力

開発機構)、WTO (World Trade Organization: 世界貿易機関)、WIPO (World Intellectual Property Organization: 世界知的所有権機関)等がそれぞれ電子商取引に関する会合を開いた。産業界においても、これらの動きに呼応する形で、電子商取引にかかわる政策的課題に対する総意をとりまとめ、各国政府・国際機関に対して提言していこうという機運が高まり、様々なフォーラムがこぞって提言を公表している。本稿では、その中で私が特に深く関与している GBDe の取り組みを紹介する。

2. GBDe とは

1999 年 1 月、世界 3 極 (アジア/オセアニア、南北アメリカ、欧州/アフリカ) のコンテンツ、通信キャリア/ISP、製造業、金融等の分野を含む約 70 の企業が中心となって、the Global Business Dialogue on Electronic Commerce (GBDe: <http://www.gbd.org/>) が組織された。GBDe は 1999 年 9 月の第 1 回総会において、(1) 認証・セキュリティ、(2) 消費者の信頼

[†] GBDe アジア・太平洋地域共同議長、富士通株式会社特命顧問
GBDe Asia/Oceania Co-Chair, Special Representative,
Fujitsu Limited

確保、(3)コンテンツ/商業的コミュニケーション規制、(4)情報インフラ整備、(5)知的財産権、(6)準拠法・裁判管轄、(7)サービス・プロバイダの責任、(8)個人情報保護、(9)税・関税の9分野における課題と、それらについて政府機関への要望と産業界自身のなすべきことをまとめ、公表した。以下、各々の要旨を紹介する。

3. GBDeの提言¹

(1) 認証・セキュリティ

電子商取引では、離れた地域間で、電子的にメッセージをやりとりして取引が行われる。その電子的メッセージに改竄やなりすまし等が介在する危険があると、安心して取引できない。この懸念に技術的に対処するのがデジタル署名をはじめとする電子署名である。電子署名は、機能的には、手書きの署名や押印と同様、本人の意思により文書の内容が作成され、あるいは(電子)署名が付されて以降に改竄がないことを間接的に推知する手段となる。ただ、電子署名が現実普及するにはいくつかの障害があり、その1つが、各国の従前の民法法では手書き署名や紙の書面を前提とする規定を含むために、仮に電子署名を利用するとしても、法的にどのような意味を持つか、必ずしも明らかでない点である。たとえば、英米法系の国では、一定額以上の取引については、詐欺防止のため、相手方の「署名」ある「書面」がなければ、裁判で契約内容の履行を求めることができないとされることがある²。手書き署名の代わりに電子署名を用いた場合でも、法律上の要件を満たすことが明らかでなく、依然として手書き署名が別途要求されるとすれば、人々が電子商取引を行う意欲が削がれてしまう。

また、重要な商用データやクレジット・カード番号、個人情報等を電子的に送信しようとする際には、正当に解読する権限のない他人に無断でその内容を見られないことも、安心して取引するために重要である。その意味でのセキュリティは、多くの場合、暗号によって担保される。現状では、国家安全保障や組織犯罪取締等の観点から、一定の暗号製品の輸出入が制限されていることがある。また、様々な形で暗号鍵の預託(キー・エスクロウ)を義務づけるとの議論も絶えな

い。しかし、これらの政府規制は、昨今のコンピュータの性能や暗号解読技術の飛躍の向上に鑑み取引の内容等に応じて相当に高度な暗号を用いて重要な情報のセキュリティを確保したいという民間の要請と衝突する面がある。

これらの観点から、GBDeは、次のような提言を行った。

第1に、電子認証に関して、政府間で協力して国際的枠組み作りにあたるべき旨を指摘し、その際の準則として以下を示した。

- 既存のルールのハーモナイゼーションと最小限の新規ルールの採択
- 契約の自由
- 最適な技術または認証機関のユーザ主導による選択
- 技術とその実現方法に関する中立性
- 非差別：類似のサービスの提供者と利用者を客観的基準に基づいて平等に扱うこと
- すべての認証技術とそのビジネス実装方式は、真正性の証拠となりうること

このうち、ユーザ主導による選択、技術中立性、非差別の点は、法律で電子署名や認証サービスに関する規定を置く場合に、既存の技術やサービスを念頭に置きがちであるために、ややもすると(意図的でないにしても)、特定の技術や事業者を優遇することとなったり、あるいは事業規制色が強くなりすぎ、他の有用な技術やサービスが生まれてユーザの様々なニーズを満たす可能性を削ぐおそれがあることに配慮したものである。

第2に、電子署名は手書きの署名や印鑑と同じ法的効果を持つべきで、立法措置により利用者に法的安全性が提供される必要がある旨を指摘した³。第3に、暗号の開発と利用の規制撤廃、自由化を主張した。ユーザが自己のニーズにあった暗号製品の種類と強度を選択する自由を確保すべきである。さらに、国家権力が鍵のリカバリやキー・エスクロウを強制してはならず、法の施行によるアクセスは鍵の所有者の承諾、または裁判所の命令によってのみ行われなければならないと指摘した⁴。

¹ 以下は、本稿のために、1999年9月のGBDeの提言をもとに、私なりに趣旨を補いあるいは要約したものである。したがって、項番や個々の表現はGBDe提言と必ずしも同一ではない。

² なお、日本の民法法では、一般の取引については諾成主義の原則が貫かれており、個別の業法による規制を除き、この意味での障壁はほとんどないといつてよい。

³ この点、米国では2000年6月に連邦議会でE-SIGN法案が成立したし、EUでは1999年11月に電子署名指令が採択され、EU各加盟国が国内法への導入作業を行っている。日本でも2000年5月25日に「電子署名及び認証業務に関する法律」が成立し、2001年4月1日より施行予定である。

⁴ 米国においては、1999年9月に政府は、輸出規制を廃止する方向性を示し、2000年1月10日に商務省から具体的に商用暗号製品についての輸出規制の原則廃止が公表された。また、わが国においても、同年6月19日に輸出規制の緩和が発表された。

(2) 消費者の信頼確保

電子商取引の市場全体で見ると、現状では、事業者間取引の割合が相対的に大きい、事業者-消費者間取引の市場も非常な勢いで伸びつつある。さらに近時は、オークション等消費者間取引の市場も注目されるようになってきた。消費者にとって、電子商取引を通じて好きなときに世界中の商品やサービスを楽しむことができるようになる。しかし同時に、消費者は電子商取引に対して多岐にわたる不安を抱えている。たとえば、そもそも PC やインターネットの使い方がよく分からないという不安を持つ人もいる。ある事業者が魅力的な価格を掲げていたとしても、果たしてその事業者は実在するのか、代金を払ったところ商品が送られない等の問題はないか、商品やサービスの具体的な内容、取引条件はどうか、購入のために住所・氏名等の個人情報を入力したところ、濫用されて、見知らぬ事業者から頼みもしない勧誘の連絡が入ったりしないか、あるいはクレジット・カード番号を送信したところ、通信経路上で他人に盗み見られて、悪用されたりしないか、商品やサービス等に問題があった場合、どこにどのように苦情を申し立て、あるいは紛争解決を進めればよいか。これらの不安が解消されなければ、より多くの消費者が電子商取引への参加に尻込みすることになる。その意味で、消費者の信頼は電子商取引の発展に重要な意味を持つ。

この消費者の信頼確保という課題につき、GBDe では次の 4 つの観点から提言した(論点は多岐にわたり、GBDe で取り上げる他の 이슈とも重なる部分があるため、相互に調整・言及が行われた)。

第 1 の観点は、信頼と透明性である。産業界は、消費者の信頼確保のため、消費者にかかわりのある分野(身元確認、個人情報保護、取引のセキュリティ、認証、商業的コミュニケーション、遠隔地販売、取消にかかわる方針、救済等)にわたる、行動規範を策定すべき旨を指摘した。同様に、行動規範を事業者が遵守していることを証明する「トラスト・マーク」制度(第三者による認証システムと、執行規定を含む)の開発・利用を推奨した。さらに、政府は民間の自主規制による対応を支援すべきである、とした。また、透明性を確保するため、事業者が web サイトや取引、商人の身元、連絡先、その企業が扱う認証手段、遵守する行動規範等に関する、網羅的かつ正確な情報を提供すべきこと等を提言した。さらに、産業界、政府、消費者団体等による啓蒙の重要性についても強調した。

第 2 の観点は、セキュリティとプライバシーである。プライバシー保護のため、産業界に対して、個人情報

の保護とアクセスに関する GBDe の原則〔後述(8)参照〕を遵守すべきこと、政府に対し、GBDe の原則を含む民間の自主規制の対応を支援すべきことを提言した。また、セキュリティ確保のため、産業界に対しては、安全な支払方法の開発・利用を含むセキュリティ対策の実施を推奨し、政府に対しては、電子認証の法的承認や暗号技術の利用規制の撤廃等を求めた〔前述(2)参照〕。

第 3 の観点は、準拠法および裁判管轄である。裁判外紛争処理(ADR: Alternative Dispute Resolution)の活用、準拠法や裁判管轄に関するルール確立等を提言した〔後述(6)参照〕。

第 4 の観点は、利便性である。インターネットのドメイン名に関して、産業界に対し、消費者が望む web サイトを容易に見つけられるよう、誤解を与えないドメイン名を用いることを求め、同時に、政府に対し、ドメイン名の管理に関する国際組織 ICANN (The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) の周知を求めた〔後述(5)参照〕。また、産業界に対し、利用者に親和性の高いハードウェアやソフトウェアの開発を促し、政府に対し、インターネットの利用コストを低減するための市場自由化を訴えた〔後述(4)参照〕。

消費者の信頼確保の問題を中心に、GBDe は立法措置よりも民間の自主的な取組の促進を前面に押し出している。自主規制に対しては、自ら定めたルールの遵守をどのように担保するか(エンフォースメント)が課題であるとともに、優良な事業者は自ら身を律するとしてもアウトサイダーには無力であり、これに対抗するには最小限、法的拘束力をともなう規律が必要ではないかという指摘がなされる。GBDe もこれらの課題を否定するものではない。ただ他方で、立法的対応については、電子商取引においてつねに新たなビジネス形態が生まれつつある中で、立法手続を待っているはずしも迅速に対応しきれない面がある。あるいは法律でガチガチに規定してしまうと、かえって問題に対する新たなビジネス的・技術的解決手法の開発・利用が阻害されたり、正当なビジネス活動に萎縮の影響が生じるおそれがある。さらに、法律はその国または地域内では有用であっても、国際的取引については、不十分な対応しかできない。GBDe は、これらの点に比べて、国際的にある程度ハーモナイズされた形で、迅速・柔軟な対応の可能である、民間の自主的対応を重点的に推奨することとした。

(3) コンテンツ/商業的コミュニケーション規制

インターネットは、様々な芸術的・思想的・社会的な表現を世界中に対して手軽かつ安価に行う手段を、一般個人のレベルにまで提供する点で、大きな可能性を秘めたメディアである。他方で、露骨な性表現や暴力的な表現等、各々の法律に照らし違法とまではいかずとも、青少年の健全な成長の観点から、無制限に青少年がアクセス可能な状態に置かれることが必ずしも望ましくないものの中には存在する。ただ、どのような表現が望ましくないかという評価は、国により、文化的・宗教的な背景により、あるいは世代によって異なりうる。さらに、仮にある国で法律的に何らかの規制を置こうとしても、インターネットは世界中どこからでもアクセス可能であるために、容易に国外サイトへ逃避され、規制の実効が上がりにくい面がある。抽象的基準による法規制が行われれば、表現活動を著しく萎縮させ、インターネットの多様な可能性を殺すことになりかねない。

宣伝・広告等の商業的コミュニケーションについても、インターネットは、web上のバナー広告による宣伝や収入、e-mailやカスタマイズしたweb画面による個々の消費者を狙った情報提供等、マーケティングやビジネス戦略にとって多様な可能性を提供する。消費者にとっても、広告を見る代わりに安価なサービスの提供が受けられたり、自分の嗜好に合った情報提供が受けられる等のメリットがある。他方で、これらを何らのルールもなく放置すれば、詐欺的な勧誘が横行したり、事業者や商品・サービスの出所・内容につき消費者に誤解を与えるような広告が行われたり、あるいは消費者が頼みもしない勧誘のe-mailが送られて迷惑する等の問題が生じうる。

これらの問題につき、GBDeは次の提言を行った。

第1に、表現の自由は、リアル・ワールドと同様に、オンライン環境においても保護されるべき旨を指摘した。そして、各国ごとにばらばらの法規制では電子商取引の発展を阻害するおそれがあるとし、電子商取引の問題に関するコンテンツの多くは、自主規制や市場に基づいた解決方法を通して対処すべきと主張した。

第2に、未成年者の有害コンテンツからの保護について、政府は法規制を増やすことを慎み、民間の自主規制による対応や、保護者に選択肢を与える技術的・実務的対応を推奨することにより対処すべきであると

提言した。すなわち、インターネット上の有害なコンテンツから保護することは、重要な公共政策的関心事であることは認めるが、そのような保護を行ううえで、法律で規制することが最善あるいは最も効果的とは限らず、自主規制や、保護者が子供のアクセスできる先を制限できる機会や機能を提供する措置（フィルタリングやブロッキング等の技術、任意のレーティング、保護者の啓蒙等）の発展等を通じて行うことが一番であろうとの認識による。

第3に、商業的コミュニケーションについても、政府は、(事業者が自国の法制に従うべきことはいうまでもないが)民間の自主規制を推奨すべきと提言し、具体的には、インターネット上での宣伝と販売促進に関するICC(International Chamber of Commerce)のガイドラインが効果的な枠組みであるとした。

たとえば、エンドユーザが要求していないオンラインの商業的コミュニケーションは、オフラインのそれと同様、エンドユーザがこのようなコミュニケーションを受け取りたくないという意味を示さない限り、許されねばならない(言い換えると、ユーザが受け取り拒否の意思を示した場合は、それ以降は送ってはならない。このようなアプローチを「オプト・アウト」と称する)、とした。

(4) 情報インフラ整備

電子商取引で多様なサービスが提供され利用されるためには、1つには、現実世界における産業発展の基礎として道路や橋等の基盤整備が重要であるのと同様に、誰もが高速、広帯域のネットワークを利用できる環境、すなわち情報インフラが整備される必要がある。

これを実現するための提言として、GBDeは、第1に、市場主導型の競争環境の確立を唱えた。物理インフラに投資するための意欲を喚起する環境作りである。この観点から、政府に対し、市場開放による競争促進と競争阻害要因の排除を求めた。不公正な扱いや補助金の是正、情報インフラ開発への投資の奨励、海外からの投資制限や参入障壁の撤廃等を含む。

第2に、広帯域インフラとサービスの展開を容易にするためにWTO(World Trade Organization:世界貿易機関)を使うことを提言した。電子商取引と情報インフラのために必要な枠組みはGATS(General Agreement on Trade in Services:サービス貿易に関する一般協定)やBasic Telecommunication Agreementの形でおおむねWTO合意に含まれているとし

1999年のGBDeの提言は、上述のように自主規制を前面に押し出したトーンであったが、2000年度の検討作業においては、政府と民間とが相互に協力・補完しつつ規律を作っていくという「co-regulation」の考え方も真剣に検討されつつある。

て、政府に対し、既存の WTO 規則の速やかな実施を求め、さらに、WTO の新ラウンドでも情報技術製品に関するさらなる関税撤廃へ向けての検討を進めるべきとした。

第 3 に、オープンな競争は、政策目標を達成するために、規制より望ましいとの認識を示し、規制を置くとしても、最小限の範囲で、かつ、有効競争が確立されるまでの限定的な期間に限るべきとした。

第 4 に、多様なネットワークやサービス間の相互運用性を達成するため、国際的な、オープンかつ市場主導型の標準作りが推進されるべきと指摘し、その担い手は専門家による、多国籍の、民間主導の組織によるべきとした。

(5) 知的財産権

デジタル化、ネットワーク化の進展により、音楽・映像等のコンテンツのオンライン配信等の新たな流通形態が生まれつつあり、また、「.com ビジネス」という言葉に代表されるように、多くの企業がドメイン名に社名や商品・サービス名を冠しつつ、様々な情報やサービスを提供して顧客を誘引しようとしている。同時に、著作権を侵害する形でコンテンツがネットワークに置かれたり、他人の商標と同意または類似の名称でドメイン名を登録し、商標権者に売りつけようとする等の悪質な行為も生じており、知的財産権がどのように適用されるか、どのように権利を執行できるかについて、関心を呼んでいる。このように電子商取引にかかわる知的財産権関連の問題について、GBDe は大要次の提言を行った。

前文では、電子商取引の発展のために必要な要素の 1 つとして、デジタル世界における海賊行為撲滅のために著作権保護が必要であること、同時に消費者による著作物の享受が促進されることが必要であるとの基本的考えを述べた。産業界は、著作権を尊重し権利保護が適切に行われることで、ネットワーク上に魅力的なコンテンツが増え、それがまた需要を喚起するという相乗効果に期待している。ただし、電子商取引では著作物ばかりが取引されるわけではない。経済指標や金融情報、科学的事実を表すデータ等に代表される、それ自体が知的財産権で保護されてはいない様々な情報も取引の対象となる。情報の自由流通は、人類の興隆の基礎となる大原則の 1 つであり、電子商取引時代にも尊重されなければならない。提言作成過程の議論においても、知的財産権制度が過度に強化されると、将来の可能性に著しい足枷をもたらすおそれがあるという意見もあった。

最優先課題とされたのは、ネットワーク・インフラ

とデジタル技術の発達により海賊行為が横行すると、権利者の懸念を払拭し、また侵害行為が行われた場合に適切な救済が受けられるようにするための、実効あるエンフォースメントの実現である。政府機関に対し、効果的で使いやすい司法制度の整備と、社会全体の著作権に関する意識向上のための取り組みの推進、また産業界等の同様の取り組みへの支援を求めた。

第 2 に、WIPO 著作権条約、WIPO 実演・レコード条約の各国での早期実施を求めた。ベルヌ条約を基礎として、WTO・TRIPs 協定、そして WIPO の 2 条約によって電子商取引に必要な水準の著作権保護が実現されることから、各国によるこれら条約の誠実な実施とそのエンフォースメントの確保が必要である。とりわけ、条約採択から日が浅く未発効の WIPO 条約の実施は優先度が高いと認識されている。ただ、GBDe では、WIPO 条約にある技術的保護手段の回避規制を各国がどのように実施すべきかに関して大変な議論が行われた。最後まで機器規制に反対する意見もあったが、“harmful”な回避機器とそれを用いる回避行為を禁止するとともに権利者と利用者間の利益バランスを維持するための適切な例外が必要であるという結論に至った。

第 3 に、著作権のエンフォースメントを確実にするための技術開発への期待を述べるとともに、政府機関に対して、技術開発を阻害するような立法措置を行うべきではないと提言した。法制度は、特定技術を強制することによって技術を固定化するよりも、つねに新たな技術が生み出されるよう技術的に中立にしておき、技術開発を市場競争に委ねた方がより良い結果を得ることができるとの経験に基づいた提言である。

第 4 に、ネットワーク・サービス・プロバイダの法的責任に関するルール策定の必要性を指摘した。この問題は、知的財産権のみにかかわる問題ではないために、別のワーキング・グループがこれに特化して検討した〔後述(7)参照〕が、知的財産権グループにおいてもネットワーク上の著作権侵害の関係から検討した。この問題に関して立法を行う場合には、権利者とサービス・プロバイダとの間で合意されたルールを採用することを求めている。

第 5 に、ドメイン名の管理に関する国際組織 ICANN (The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) に対して行われた、WIPO の勧告を支持し、ICANN がこれらの勧告を迅速に実施することを

日本は平成 7 年に世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を批准して WTO TRIPs への対応を完了したほか、平成 12 年に WIPO 著作権条約を批准した。

推奨した。

(6) 準拠法・裁判管轄

このテーマは、日本語では、むしろ「紛争解決に向けての枠組み作り」と称した方がより適切かもしれない。現実社会と同様、電子商取引においても、取引によって何らかの接点が生じると、不幸にして一定の割合で紛争が起こる可能性は否定できない。紛争が起きないように予防することももちろん重要であるが、同時に、いったん紛争が生じてしまった場合に、どのようにして解決するか、その枠組みを示すことも同様に重要である。特に電子商取引では、国境を越えた取引が従前以上に容易に行われるようになるので、異なる国の当事者間で生じた紛争が、どこの国の裁判所で扱われ（国際裁判管轄）、どこの国の法律に従って判断されるのか（準拠法）が、予見可能であることが重要である。さらに重要なこととして、そもそも現実に相手方の国へ行って多くの費用と時間をかけて訴訟を行い、あるいは勝訴判決を執行することは、事業者であれ消費者であれ（特に消費者について）、原告であれ被告であれ、非常に大きな負担である面も見逃せない。裁判に拠らない紛争解決手段が着目されるゆえである。このような紛争解決にかかわる問題につき、GBDeは次の点を勧告した。

第1に、仲裁、調停および和解等、裁判外紛争処理（ADR: Alternative Dispute Resolution）について、当事者が合意のうえでこれらのADRを選択し利用できるよう、制度整備等を通じて政府が推進すべきとした。またオンラインでのADRシステムの推進を行うことも勧告した。

第2に、自主規制やトラストマーク等、どこからでも消費者が効果的に利用でき、また各国の消費者保護の目標と合致するような手段を、産業界と政府が協調して作るべきとした。従来の法律的手段を使った場合、ほとんどの場合、なかなか効果が期待できないにもかかわらず、消費者には大きな費用がかかりフラストレーションもたまる。自主規制等の手段は、これらの問題を避け、紛争のタイムリーな解決を保証する最

良の方法であるとの認識を示した。

第3に、従来の商取引同様、電子商取引においても、当事者間の合意による契約の自由が尊重されるべきことを強調した。

第4に、準拠法の合意がない場合の準拠法として、電子商取引による契約の履行を行う側（債務者）が居住する国の法を適用することを各国政府に求めた（この原則をGBDeではcountry of originと称する）。

第5に、一般の民法における損害賠償についてもcountry of originが適用されるべきである旨を指摘した。

第6に、裁判管轄については、当事者の合意がない場合および契約外の義務違反による民事賠償については、消費者、法人を問わず、被告側が裁判管轄地を選択することができるべきと主張した。

(7) サービス・プロバイダの責任

ネットワーク化が進展するにつれ、著作権侵害や名誉毀損等にあたる違法な情報がネットワークを通じて送信されまたは投稿されることがある。その際に、情報の流通を媒介するISP（Internet Service Provider）やOSP（Online Service Provider）が他人の違法な行為について何らかの法的な義務ないし責任を負うか否か、負うとすればどのような場合・程度か、世界的に議論となっている。

ネットワークを介して違法なコンテンツは短期間内に広範囲に広まり、被害が拡大するおそれがある。しかし、往々にしてそのような投稿は匿名やペンネーム等で行われることが多く、被害者や取締当局が情報発信者に任意に連絡しようにも、あるいは法的救済を求めようにも、発信者の住所・氏名等の情報が分からないことがある。そこで、被害者や取締当局が、そのような情報の流通を媒介するISP等に監視や削除等の対応を求めたり、発信者情報の開示を求めたりする、さらにはISP等がこれらの要求に応じ場合には損害賠償を求めたり刑事告訴する等の紛争に至ることがある。

ICANNではWIPO勧告を受けて1999年8月にドメイン名に関する紛争処理ポリシーを制定した。現在、それに基づき裁判外紛争処理手続が実施されており、現に多数のドメイン名につき商標権者への移転を命じる判断が出されている。
<http://www.icann.org/udrp/udrp.htm> 参照。

ハーグ国際私法会議において、民商事一般における裁判管轄に関する国際条約の検討が行われている。特に電子商取引や知的財産権については、現行の条約案の一般原則をそのまま適用することが妥当か否かを検証するため、各々WGを設置して検討されている。

もっとも、上記の第4～6の結論に至るには難しい議論があった。すなわち、欧米の事業者を中心に、契約上の合意がない場合には、供給者側の住所地の裁判所で、その国の法律で裁判されることを原則とすべき、という強い主張があったためである。電子商取引では世界中の誰と取引することになるかもしれない、この原則がなければ、世界中のあらゆる国の法律を調べて準拠しなければならなくなるが、実際には不可能に近い。かといって、供給者の地が優先されるとすれば、特に事業者-消費者間取引においては、事業者に一方的に有利となり、各国の消費者保護政策との関係で大きな問題を生じる。いずれの極端も妥当な結果を導くものではなく、GBDeでは上記のように若干妥協的な提言となったが、具体的にどのような枠組みが適切かは依然として国際的にも議論がありうるところである。

これに対し ISP にとっては、ネットワークを流れる大量の情報すべてを常時監視することは現実的に不可能であるし、また、個々の情報が現に違法なものであるか否かを的確に判断する能力もない。社会全体として見ても、ネットワークを流れる情報の内容に積極的に ISP を介入させることが、表現の自由等との関係で果たして適切なものであるか（特に、ISP の判断が結果として誤りであった場合）、という問題もある。さらに、ISP が発信者情報を迂闊に開示することは、通信の秘密やプライバシー保護との関係で深刻な問題を生じる。いずれにしても、何らかの形でこれらのジレンマを解消し、被害者の救済、ISP の地位の法的安定性、表現の自由や個人情報の保護等、様々な利益の調整を図る必要が生じており、欧米をはじめ対応する立法が行われつつある。

GBDe はこのような問題について、次の点を勧告した。

第 1 に、基本的認識として、デジタル環境下の違法行為と戦うこと、および予見可能な、効率の良い法的、ビジネス的なフレームワークの構築は、利害関係者共通の利害である旨を示した。また、様々な利害関係者が有する正当なビジネス上の利害のバランスを図る必要がある旨も指摘した。

第 2 に、著作権等の特定分野に限定せず、可能な限り、広く違法行為全般を同じ原則で取り扱うアプローチ（水平的アプローチ）をとるべきである旨を指摘した。現実には様々な種類の違法行為がありうるが、その類型ごとに従うべきルールが異なるならば、現実の運用が困難となるためである。

第 3 に、オンライン上の違法行為のリスクを削減させるため、ISP のサービス加入契約で、ISP 側で違法行為の探知および/または排除できる旨の条項を置くことがあるが、法律上これに対する障害があるならば、排除すべきこと、また、自主的な行動規範を通じた自主規制と市場による解決の促進を奨励すべき旨を指摘した。法律により義務を課す形の規制では、市場や技術の変化に対応し難く硬直的になるおそれがある。

第 4 に、直接的な加害者が一義的に責任を負うことが原則である旨を確認した。共同不法行為や間接・寄与侵害等、各国の法制により例外的に ISP が責任を負う可能性がありうることは別論である。

第 5 に、そのような法律上の責任に関して、一定の要件を満たす ISP 等を立法的に免責する場合について、いくつかの原則を示した。免責の要件は、ユーザの指示に従ったデータの蓄積、システムキャッシング、単なる導管（conduit）としての行為といった、特定

の綿密に定義された行為と機能に着目して決定すべきである。これらは、情報への関与の度合いや、違法な情報に対して現実にとりうる手段が異なる。また、免責される範囲は、損害賠償等の金銭的救済手段に関してのみとすべきであり、各国法に基づく差止請求権は制限すべきでない。差止請求権は被害の拡大を防ぐものであり、ISP としても損害賠償等の金銭的負担がない以上は甘受すべきものと考えられた。

第 6 に、違法な情報の除去には、いわゆる「notice & takedown」(違法な情報がある旨の所定の要件を満たす通知を ISP が受け取った場合には、ISP は指摘のあった情報を迅速に削除する) 手続が有用であるという認識を示すとともに、通知に関しては一定の然るべき要件が必要と指摘した。手続の濫用を避け公正を期すためである。さらに、ISP がこの手続に準拠して情報の削除や送信停止を行った場合、削除や送信停止したことに対して発信人等からクレームされることがありうるが、ISP が誠実に対応している限り、そのようなクレームから免責すべき旨を指摘した。

最後に、ISP に対する送信・蓄積情報の常時監視義務の導入はすべきでない旨を指摘した。上述のとおり、現実にも不可能であるし、社会的に見ても不適切でありうるためである。

(8) 個人情報保護

情報技術の発達にともない、事業者は、様々な形で個人に関する情報を収集・処理し、事業活動に用いている。たとえば、顧客の嗜好や消費性向をデータベース化し、これに基づいて個々の顧客に合った形で商品やサービスの情報を提供すれば、より購入に結び付く可能性が大きい。需要に応じた生産・流通体制をとることもより容易になる。消費者としても、自己の好みに合った情報が適宜提供され、主体的に商品やサービス、その提供者を選択する可能性がさらに広がるメリットがある。

他方、現実世界においても、個人情報の濫用はプライバシーの侵害やストーカー、詐欺等を誘発するおそれがある点で深刻な問題であるところ、電子商取引においては、大量の個人情報が収集・処理され、いったんネットワークを通じて無限定に流出すると、短時間内に広範囲に広まるおそれがある点で、消費者の不安はさらに大きい。

GBDe は「個人情報」を「電子商取引環境における企業と顧客との関係において収集される、個人が特定されまたは特定されうる情報」と定義したうえで、個人情報保護のための最小限の原則として、次の 5 つの原則を提示した。

- 個人情報保護に関するポリシーの採択および実施に関する原則：遵守プログラム形式による実施および役員ならびに従業員に対する教育
- 個人情報の収集に関する原則：目的の明確化およびオプト・アウト（拒絶の意思を表明した人からは収集しない）
- 個人情報の利用および移転に関する原則：原則として、個人情報が収集された当初の目的の範囲内における個人情報の利用・移転
- 情報の安全保護に関する原則：個人情報の信頼性および保護の確保
- 情報の内容およびアクセスに関する原則：個人情報の正確性の確保および情報主体（個人情報の本人）による開示・修正・削除権

そして、産業界に対して自主規制の実施を推奨する一方で、政府による規制には慎重な態度を示した。自主規制のあり方として、次の2つの形態を支持する旨を表明した。その1つは、第三者による執行プログラム（シール制度）である。これは、企業等が上述の5原則に則った個人情報保護ポリシーを利用していることを示す、容易に認識できるマークによるシール制度を利用する方式である。シールの付与は、工業会やその他の民間団体等の信頼のある第三者によって行うことを想定している。2つ目は、自己宣言システムである。消費者一般の信頼をすでに得ている企業が、上述の5原則、または、企業が個人情報の保護という目的に照らし自ら適切と考える他の基準に則った個人情報保護のためのポリシーを用いていることを独自に宣言する方式である。

（9）税・関税

電子商取引は形のある営業拠点や人員等を必ずしも介さないことがあり、また容易に国際取引が行われるので、どこでどのような事業活動が行われて収益が生じたか、あるいはどこで消費が行われているかを、明確に把握し確定することはより困難となる。電子商取引に対する税制の適用がその分不明確になっており、電子商取引の発展にとって障害にならないか、懸念されている。国際的な課税の基準が明確でなければ、事業者にとっては1つの事業収益に対して異なる国から課税される（二重課税）おそれや、逆に、課税義務がないあるいはすでに果たしたものと信じていたにもかかわらず、後に課税当局から不合理な追徴の指摘を受けるおそれがある。各々の国にとっては、電子商取引の市場が拡大し、その幾分かが電子商取引でない市場を代替することとなれば、電子商取引で行われる事業収益や消費に対して、直接税（所得税）や間接税（日

本の消費税やEUの付加価値税＝VAT: Value-Added Tax）が賦課できるか否かは（特に他の国と課税権を争うこととなれば）、国家運営の財源確保のうえで重大な関心事である。時には、個々の取引を把握することは無理だとして、ネットワークを流れる情報の量に課税するビット税のような議論が浮上して新聞紙上を賑わすこともある。消費者にとっても、消費税等の扱いは最終的な負担額に影響する。

GBDeは、税制に関する一般的な原則として、中立性を担保するため、電子商取引をとりたてて扱う新たな税制を作ることは不要であり、可能な限り既存の課税原則を電子商取引に適用する方針で望むべき、と指摘した。特に、電子商取引に特化した新税の導入には強く反対する旨を示した。さらに、課税ルールの明確性、手続の簡潔性が推進されるべきことを指摘した。

直接税については、所得を算定する基準となる恒久的施設（PE: Permanent Establishment）の概念や、収入の分類方法について、電子商取引のために新たなルールを一から作る必要はない、と提言した。そして、既存の、二重課税に関するOECDマスター協定の明確化が必要とした。

間接税については、国内外の企業にとって理解しやすく、対応しやすいルール設計が重要と指摘した。そして、電子商取引が他の取引に比べ、より不利な扱いを受けるべきでないこと、ISPや銀行といった特定分野の事業者に代行徴収を求めるような複雑な制度は避けるべきこと、個々の消費者が自己の消費地で簡便に納税できるようになるまでは、従前どおり、直接の供給者が徴収義務を負担すべきことを指摘した。なお、間接税の運用については、特にEU等では長期間の蓄積があるところ、ある解決法（任意の登録制度や、法令で一時的に製品やサービスを分類すること等）が地域内ではうまく機能するかもしれない場合であっても、グローバルに取引が行われる電子商取引の文脈で妥当するとは限らないことから、GBDeは、世界的に受容可能なルール作りを目指すべきことを提言した。

4. GBDeのその後の活動

GBDeでは、1999年提言における積残し事項や新たな事項の中から2000年の活動項目として、(1)個人情報保護、(2)ADR、(3)トラストマーク、(4)知的財産権、(5)貿易および税制、(6)デジタル・ブリッジ（いわゆるデジタル・ディバイド（情報格差）を埋めるための施策）、(7)ハイテク犯罪を特定し、各分野についてWGを組織して検討を継続している。検討の結果は2000年9月の第2回総会（於マイアミ）に

において提言を公表する予定である。特に(1)-(3)については、電子商取引に対する消費者の信頼を確保するうえで重要な課題と位置づけて検討を推進している。

5. 結 語

GBDeの活動を全般的に見て、電子商取引を促進するための国際的なルール作りという一大目的の下、国際的に活動する企業の経営者層が一同に会し、様々な事項に関する課題を半年余という短期間に集中的に議論して、提言をまとめることができた点は1つの成果であろう。もちろん、各々の事項ごとに国や地域ごとの思惑や対立、あるいは産業セクター間の対峙という問題構造がある(しかもその構図は事項ごとに異なる)ために、論点によっては提言の踏み込みを欠きあるいはそもそも提言中に取り上げられなかったものもある。

たとえば、私は当時IPRのIssues Groupの議長を務めたが、その勧告とりまとめの過程において、コンテンツを提供する産業と情報技術機器やネットワーク・インフラを提供する産業との間の対立があった。前者は、ネットワークを介したコンテンツの広範な流通が著作権の侵害を助長するとして、コンテンツの保護の一層の強化を主張し、後者は、一定水準の権利保護を確保しつつもコンテンツのより自由な流通と利用の確保を主張すべきであると主張した。双方の精力的な議論の甲斐もあって、最終的に提言をまとめることができたが、電子商取引時代のいわゆるフェア・ユースのあり方のように、検討課題として認識されながら提言を断念した事項もある。

最後に、課題解決のための検討にあたって、いかなる視点が求められるかについて述べておきたい。まず、知的財産権を含め、電子商取引に関連するあらゆる法制度について、一部の関係者の利益・保護を図るとい

うだけでなく、社会の発展を期するという観点から、各々の制度目的に照らしつつ、影響を受ける多岐にわたる分野に所属する者の利益と責任を適切にバランスしていく必要がある。また、課題によっては、法整備のみによるよりも、電子商取引に参加する者自身の自主的な対応や、技術開発によって解決されるものもあると考えられる。たとえば著作権侵害に対しては、インフラや機器の提供者に頼るだけでなく、権利者自らも高度な保護技術の開発や採用に取り組む等の自助努力も必要である。法制度は、仮想モデルや推測の下に現実に先行させて考えるべきではなく、こういった自主的対応や技術開発の補完的な役割を果たすという位置づけに留意し、現実に生じている問題に、必要に応じて速やかに対応していくことが望まれる。

電子商取引は着実に実社会に根づきつつあり、今後、さらに発展する可能性を秘めている。指摘されている課題を英知を集めて解決し、さらなる人類の繁栄を目指していくべきである。引き続き関係各位のご支援・ご指導をお願いしたい。

(平成12年6月30日受付)

(平成12年9月7日採録)



鳴戸 道郎

昭和33年東京大学法学部卒業。昭和37年富士通信機製造(株)〔昭和42年より富士通(株)に改称〕入社。以来、海外事業本部長代理等を歴任の後、昭和60年同社取締役、同63年常務取締役、平成6年専務取締役、同10年取締役副会長。同12年6月より特命顧問。また、平成10年より(社)経済団体連合会新産業・新事業委員会企画部会部会長、GIICフォーラムアジア共同議長、同11年よりGBDeアジア/オセアニア地域共同議長。